

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

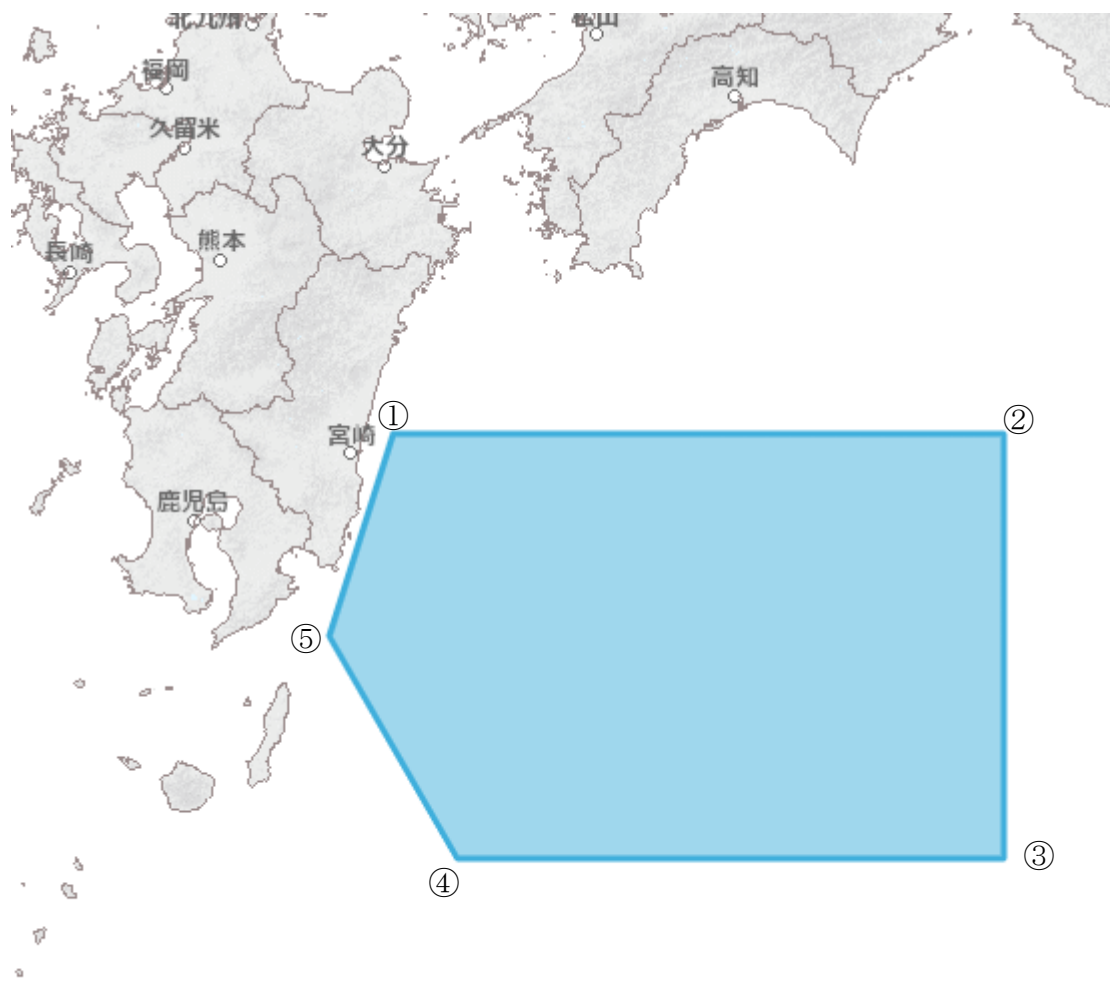
令和 8 年 1 月 26 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
 - （2）住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域
宮崎沖南西海域（別添付図のとおり）
 - （2）期 間
令和 8 年 2 月 14 日～令和 8 年 4 月 14 日
- 3 水路測量の実施方法
音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定
- 4 その他必要な事項
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



No	緯度			経度		
1	32 °	00 ′	00 ″	131 °	39 ′	00 ″
2	32 °	00 ′	00 ″	135 °	00 ′	00 ″
3	30 °	00 ′	00 ″	135 °	00 ′	00 ″
4	30 °	00 ′	00 ″	132 °	00 ′	00 ″
5	31 °	03 ′	00 ″	131 °	18 ′	00 ″

背景図:海上保安庁、 (C) Esri Japan